

平成 26 年

第 3 回大阪広域水道企業団議会
(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号報告～第 3 号報告)

目 次

第 1 号報告	平成 25 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	1
第 2 号報告	平成 25 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	2
第 3 号報告	平成 25 年度決算に基づく資金不足比率報告の件	3

第1号報告

平成25年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成26年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第 2 号 報 告

平成25年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成26年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第3号報告

平成25年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見 別紙のとおり

